

岩手県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成23年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 北上市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 北上都市計画公園事業5・4・1号 江釣子総合公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成4年岩手県告示第215号、平成8年岩手県告示第162号、平成13年岩手県告示第161号、平成17年岩手県告示第983号の事業地のうち、北上市北鬼柳21地割、22地割、23地割及び24地割地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成4年3月6日から平成26年3月31日まで